

改正

平成17年 9 月28日条例第92号

平成24年 3 月29日条例第21号

平成26年 3 月28日条例第13号

令和元年 7 月 1 日条例第15号

令和 5 年 9 月29日条例第38号

岩倉峡公園キャンプ場条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、キャンプ場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 野外活動を通じ、教育、文化、健康及び福祉の増進に資するため、岩倉峡公園キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を伊賀市西高倉6358番地 1 に設置する。

(管理)

第 3 条 キャンプ場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(開設期間等)

第 4 条 キャンプ場の開設期間は、3 月 1 日から12月28日までとする。ただし、12月28日は、次項第 1 号又は第 2 号に掲げる区分による使用に限る。

2 キャンプ場を使用することができる時間（以下「使用時間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) バーベキュー場昼 午前10時から午後 3 時30分まで

(2) バーベキュー場夜 午後 4 時30分から午後 9 時まで

(3) 宿泊キャンプ場及びオートキャンプ場 次条第 1 項の許可を受けた期間の初日の午後 1 時から末日の午前10時まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、キャンプ場の開設期間及び使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 キャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャンプ場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) キャンプ場内の施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) キャンプ場の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 連続して3日を超える使用又は例日を定める独占的な使用。ただし、指定管理者が特に必要と認めたものを除く。

3 指定管理者は、第1項の許可（以下「使用許可」という。）に際して、キャンプ場の管理上必要があるときは、条件を付することができる。

4 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可を受けた使用を取り消そうとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（利用料金）

第6条 使用者は、キャンプ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免及び還付）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、規則で定める特に必要があると認めるとき。

2 既納の利用料金は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない事由により使用できなかったときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第8条 使用者は、使用許可を受けた目的以外の目的にキャンプ場を使用し、又は当該使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第3項の

規定により付した条件を変更し、使用許可をした使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第5条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 第5条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、キャンプ場の管理上、特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定の適用により、使用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、キャンプ場の使用を終了したとき、又は前条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、キャンプ場の施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) キャンプ場の使用許可に関する業務
 - (2) キャンプ場の利用料金の徴収に関する業務
 - (3) キャンプ場の施設及び設備の維持管理及び軽微な修繕に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、キャンプ場の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認めた業務
- (委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、岩倉峡公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成4年上野市条例第13号。以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行

為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(管理の委託)

- 3 キャンプ場の管理は、平成18年3月31日までの間に限り、旧条例第12条の規定の例により、財団法人伊賀市文化都市協会に委託する。

附 則 (平成17年9月28日条例第92号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の岩倉峡公園キャンプ場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成24年3月29日条例第21号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、施行日以後における岩倉峡公園キャンプ場の使用を承認された者から徴収する利用料金の額は、この条例による改正後の岩倉峡公園キャンプ場条例別表の規定の例によるものとする。

附 則 (令和元年7月1日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、施行日以後における岩倉峡公園キャンプ場の使用を許可された者及び阿山ふるさとの森公園の使用を承認された者から徴収する利用料金等の額は、第1条の規定による改正後の岩倉峡公園キャンプ場条例別表の規定及び第2条の規定による改正後の阿山ふるさとの森公園条例別表第2の規定の例によるものとする。

附 則 (令和5年9月29日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条を削り、第14条を第13条とする

改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者は、前項本文の規定による施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の岩倉峡公園キャンプ場条例（以下「新条例」という。）第4条第3項又は第6条第2項の規定による市長の承認を得ることができる。

(経過措置)

- 3 施行日前から引き続き使用する場合の施行日以後の岩倉峡公園キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の利用料金については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後のキャンプ場の使用について、施行日前にこの条例による改正前の岩倉峡公園キャンプ場条例の規定により納付されたキャンプ場の利用に係る料金は、新条例の規定による納付の内払とみなす。

別表（第6条関係）

区分	単位	利用料金	備考
バーベキュー場昼	1人につき	大人 1,000円 小人 500円	
バーベキュー場夜	1人につき	大人 1,000円 小人 500円	
宿泊キャンプ場	1人1泊につき	大人 1,500円 小人 800円	1区画1泊につき、 2,000円を上限として 加算する。
オートキャンプ場	1人1泊につき	大人 1,500円 小人 800円	1区画1泊につき、 3,000円を上限として 加算する。

備考

- 1 大人は高校生以上、小人は小学生以上中学生以下とする。
- 2 小学校就学前の幼児については、利用料金を徴収しない。